

(コーディネーター)

それでは事業番号 16、水洗便所改造資金補助事業ということで、5 分ほどで説明をよろしくをお願いします。

(説明者)

それでは、水洗便所改造資金補助事業についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、事業概要説明シート 68 ページの説明をさせていただきます。当事業の開始年度は、昭和 47 年度でございます。根拠法令につきましては、下水道法第 11 条の 3 を受けまして、枚方市水洗便所等改造資金助成規則を設け、事業を行っております。

目的といたしましては、公共下水道の整備に伴い、くみ取り便所やし尿浄化槽を廃止するとともに、台所、お風呂、洗面所、洗濯排水など雑排水を公共下水道に直接排除できるように行う改造工事に対し、必要な資金の一部を助成することによりまして、水洗便所等の普及促進を図り、環境、衛生の向上に資することを目的としております。

対象につきましては、改造工事を行おうとする建物の個人所有者などであります。

事業の内容としましては、補助金の交付事業と工事費用の銀行融資あっせん事業とがございます。補助金につきましては、公共下水道の整備後、接続可能となったときから 3 年以内に改造工事を行う対象者に対しまして、資金の一部を交付するもので、くみ取り便所を改造する場合は 1 万 3,000 円以内、浄化槽式便所から改造する場合は、9,000 円以内となっております。

次の、融資斡旋につきましては、3 年以内という制限を設けず、融資を希望する対象者に本市が指定している金融機関に融資のあっせんを行うもので、改造費用の 9 割に相当する額以内ということで、くみ取り便所の場合には 45 万円以内、浄化槽式便所の場合には 35 万円以内となっております。

次に、事業の必要性といたしましては、し尿及び雑排水を公共下水道に直接排除できるようにする工事を行う対象者に、必要な資金の一部を助成することによりまして、水洗化を促進できるものであり、公共下水道施設の整備に要しました投資額を下水道使用料という形で早急に回収していくためにも必要であります。

次にコストにつきましては、コスト欄に記載してますとおり、人件費では事務事業の振り分けとして約 1 人を担当としております。直接経費といたしましては、実際の補助金の交付額、それと対象者に対して個別に送付しておりますパンフレットの印刷費などの諸経費を計上しております。なお、平成 22 年度につきましては、当初予算額としております。

この補助金の実績としましては、補足資料にあります 71 ページにございますが、71 ページの 3 に表がございます。その C 欄の補助金交付戸数といたしましては、平成 19 年度が 1,623 件、20 年度が 1,577 件、21 年度は 812 件と減少しております。これは、

一番上の供用開始戸数の新規の供用開始戸数が、事業費の減少と整備の地域の特性により減少したものでございます。

69ページの事業概要説明シートに戻っていただきます。69ページの上から2項目目、単位当たりコストでございますが、総事業費を補助金交付戸数で割り、算定しております。約一戸当たり1万4,500円ほどの単価となっております。

事業の成果目標といたしましては、この事業を実施することによりまして、水洗化率の向上を目指すものであり、水洗化向上率とは公共下水道へ接続している人口を公共下水道に接続可能な人口で割ったパーセントで表したものでございます。ちなみに、平成21年度末では、92.3%となっております。今後も向上を目指してまいります。

自己評価としましては、下水道の基本的な目標であります、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、公共用水の水質保全に資するとともに、下水道使用料の確保につなげるための重要な事業と考えております。

今後の方向性としてしましては、水洗化工事のための個人負担を軽減し、水洗化を促進していくためには必要不可欠な事業であり、継続していくものでございます。

(コーディネーター)

はい。ありがとうございます。

議論に入る前に、ちょっと仕分け人の方と説明者の方に提案なんですが、補助金交付事業と融資あっせん事業と一緒に上がってますけど、議論を進めて、評価は分けた方がいいですか。一緒にやった方がいいですかね。

(説明者)

我々は今までペアで考えておったわけですけども、数字上でも最近の状況が枚方独特の状況かわかりませんが、融資の件数というのは相当数が少なくなっております。補助金の方は今申し上げましたように供用開始戸数で出しまして、ほとんどの方がいただいております。事業の内容としたら、補助金の方がメインかなと思うんですけど。

(仕分け人)

じゃあ一つで行きますか。はい。わかりました。

では、議論に移りたいと思います。質問がある方いらっしゃいますか。ではお願いします。

(仕分け人)

この二つというのは、同時っていうのは可能なんですか。

(説明者)

はい、左様でございます。

(仕分け人)

そうでしたら、あと、補助金交付事業の方の1万3,000円と、浄化槽の方の9,000円というのは、どういう根拠でこういう額になってるんですか。

(説明者)

この助成規則自体は、先ほど申しました昭和47年度から実施しておりまして、その当時は、両方1万円で行ってました。くみ取りのトイレを改造される場合と、浄化槽を改造される場合には改造費用に差がありますので、その分差を付けたものと考えております。

(仕分け人)

素朴な疑問なんですけど、浄化槽便所の場合だと、その前に、市民の方がお金をすごく、浄化槽を入れるためにかかってますよね。その上でもう一度改造するとなると、逆に低いと変える人の数減るんじゃないかと。

(説明者)

はい、発想はそういう発想もあるでしょうけど、我々はもともと下水道工事自体はくみ取り便所、し尿の浄化槽を改造するのを規定した法律自体古いものもあるんですけど、それから発生しておりまして、くみ取りの場合には、台所とか雑排水が一切河川に流れておりますけど、今ある合併浄化槽でしたら、最初におっしゃる個人の投資額が必要でしょうけど、改造費用といえますと安く済むものですので、まあ1万3,000円と9,000円、このように差を付けさせていただいております。

(仕分け人)

3年以内と書いておられるのは義務ですよ。義務の3年以内にする分も、払わないといけない部分にまで補助を出しているということになるんじゃないですかと思うんですが。

(説明者)

先ほども説明の中でちらっとありました、公共下水道整備をする上で相当な投資額が必要になってきます。それを一刻も早くつないていただくことが、我々の目標でもあるわけなんですけど、やっぱり1万円です足しになるんかと言われると、ちょっとあれですけど、個人でも資金負担を軽減するためということで、この1万3,000円と9,000円を補助として出しております。

(仕分け人)

早くって言うので言うと、3年ってというのは義務だから、そこでもうつながなくてはいけない。で、早くしてもらってことは、3年以内の人にはお金を払うってというのはどうなんだろうというふうに思ったんですが、それについてはどうですか。

(説明者)

補足資料の1番のところに書いておりますけど、供用を開始した1年目の方につきましては、くみ取りでしたら1万3,000円。1年目から3年以内でしたら1万円というふうな差を付けてまして、1年目に極力早いうちにつないでいただきたいと差を付けております。

(説明者)

先ほどのご質問ですけど、下水道法の第11条の3、第5項という項目がございます。市町村はくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通またはそのあっせん、その改造に関し、という項目がございます。それに基づいてこういう助成を制度を作っております。

(仕分け人)

念のための確認ですが、そうすると、3年を過ぎた方には補助金は支払わないんですね。融資の方は行われると書いてあるというわけですね。

別件でお聞きしたいんですが、今、普及率というか世帯としての供用開始の世帯ってというのは90何%ってということですよ。

(説明者)

先ほど水洗だけの方は92.3%って言いましたけど、たまたまなんですけど、今年普及率の方も92.3%になっとります。

(仕分け人)

そうすると、今後毎年どのくらいの戸数が供用開始になるんですか。今大分減ってますよね。21年度供用開始253ってことになるんですが、そういう形で供用開始戸数が減っていくのか、それともそうじゃなくて、ある一定の期間、事業が今進んできて、供用開始がある程度まとまってなるのかとか、ちょっと聞きたいのですが。

(説明者)

今現在の予定では、毎年約1,300戸ぐらいを予定しております。たまたま21年度少

なかったのは、地区的な問題がございまして、21年度は極端に減っておりますけど、大体一定ですかね。

(仕分け人)

確認というか質問なんですけど、融資の方なんですけど、融資のあっせん額、具体的には、どういうことになるんでしょうか。必ず借りれるんですか。

(説明者)

今現在、融資の指定金融機関としたら枚方市内9行を指定しております。その9行に指定のあっせんで、我々の方もあっせんをするだけでして、もちろん連帯の保証人を立てなければいけませんけれど、申し込みをされまして、うちの方は工事の完了後、必ず融資は受けれます。その中には市税とか、うちの受益者負担金の未納等がないか確認した上でございましてけれども。

(仕分け人)

すると、金融機関さんとしたらば、市役所のあっせん書みたいなものを持ってきた人には、その収入があろうがなかろうが貸してくれるという考えでいいわけですか。

(説明者)

はい、そうです。

(仕分け人)

それは市役所さんとしたら、市民税とかの滞納がない以外にチェック項目があるんですか。返済能力という観点に関しては何もありませんか。

(説明者)

先ほど申しました、市税と受益者負担金の未納がなければ融資をそのまましていただいています。返済能力云々についての審査はないと。

(仕分け人)

そうなんです。そうすると、返済し切れないうパターンの人もあるものなんですか。あるいは、融資のあっせんをしなくても、融資のあっせんする意味がどこにあるのかというのがわからないんですけど、法律にあるからというのはそうであっても、金融機関さんはなぜ貸すんですか。返済能力がない人にも貸すんですか。

(説明者)

枚方市の金融機関は、いわゆる枚方市の方から原資となります現金を預託しております。基金として、総額では3,000万円になりますけど、9行ありますので、金融機関によって金額は違いますけど、平均約300万円ずつ預けていて、その融資の預け入れ額の3倍以内の額まで貸し出してくれる。あとは枚方市の損失補償の契約はしております。

(仕分け人)

損失補償の契約の中身を教えてください。

(説明者)

通常の滞り、支払が滞った場合には、銀行の方が自分ところの貸し付けとして、変な話ですけど、集金に回っていただきます。どうしてもだめな場合には、枚方市が損失額を一旦補償した上で、枚方市が今度はその保証人なり本人なりに請求するという形になっております。

(仕分け人)

事実上、市が保証人になってくれている状態になっているんですね、金融機関さんから見たら。

(説明者)

はい、そうです。

(仕分け人)

そうすると、皆借りれるということですよ。

(説明者)

はい、そうです。

(仕分け人)

でも借りられないっていうことは、まあ皆さん、自分のお金で30万円程度であればってことなんですか。利息がかなり高いとか。

(説明者)

利息については、平成7年から1.3%という率をずっと続けていただいておりますので、率としてはそんなに高いものじゃないと思うんですよ。

(仕分け人)

それはたった 15 件で、3,000 万円ずつ、何行でしたっけ、9 行。

(説明者)

合計で 3,000 万円。ですので、1 行約 300 万円くらいです。

(仕分け人)

1 行 300 万円くらいずつ。それにしても 15 戸しか、全部で 40 万円ぐらいのものを 15 戸しかあっせんしていないのに、3,000 万円貸しておく感じになりますか。

(説明者)

確かにおっしゃるように、昔と比べまして融資の数が減っておりますので、預け入れ額につきましても見直しをしなければならないと思っております。

(仕分け人)

92.3%ということで、今回出てきた事業、この事業ですが、あの決算の数字を見させていただくと、一般会計の方から 21 年度で 55 億円の市民の税金が補給されてるんですね。会計としては、10 億円の赤字ですね。建設時の借金がたくさん残ってるってことはあるんだと思いますが、それと別に、仮に切り離して、管理コストとこの救援支援を図ることによって、会計的にも、企業会計ですから回っていくというそろばんをはじいてやって、ちょっと話逸れますが、そこはそういう形でやってらっしゃらないんですか。例えば、ここで加入者負担金は取っていらっしゃらないですね。取ってらっしゃるんですか。

(説明者)

受益者負担金という形で。

(仕分け人)

受益者負担金で。最初に参加される方から、負担金をいただいている。

(説明者)

それは、公共下水道の整備ができた時点で。

(仕分け人)

それは接続をする時点で。エリア全体で幹線ができて、あとはつなげればいいよという形になったときに、負担金をいただいているという形ですか。

(説明者)

接続が可能になった時点で、いただいております。

(仕分け人)

それでも 55 億円、一般会計の方から、つまり市民の税金から補給しないと対応できないという状況だということなんですね。

(説明者)

はい、そうです。

(仕分け人)

借金いくらなんですか。

(説明者)

借金は今 1,000 億円ちょっと切ったところです。

(仕分け人)

最終的には増えるんですか、減るんですか。

(説明者)

今立てている計画では、返済額を上回らない事業費を設定しておりますので、減少していくような計算です。

(仕分け人)

事業費を減らしてるというのは予算がないというより、ある程度 90 何%になったから、これからはそこその工事でやっていけるということなのか、それとも財源があれば、もっと前倒しに工事ができて早く普及するという状況なのかどちらなんですか。

(説明者)

両方あると思うんですけど、もちろん借金増やしたくないということと、おっしゃるように 92%まで来ましたので、残った地域を、市民の方には申し訳ないんですけど、多少ずれる地域も、ちょっと遅れてるという地域も出てくるというのが現状でございます。

(仕分け人)

わかりました。まあちょっと関連して、一生懸命やってらっしゃってね、それはそれ

だと思うんですが、結局ものすごくお金を使ってらっしゃる状況なんで、ちょっと辛口にさせてもらいました。すいません、ありがとうございました。

(仕分け人)

今判明してます 47 年に埋められた下水管というのは、何年もつんですか。

(説明者)

下水道管は一応、法的には 50 年ということになってます。

(仕分け人)

ということは、あと 10 年そこそこで、もう一度やり直していかなければいけないタイミングが来るんですよね。たぶん、財政健全化計画、29 年には実質収支を黒字にするということで動いておられると思うんですけど、こういうので大丈夫なのかなと思ったんですが。

(説明者)

先ほどのご質問にもございました下水道会計の赤字の原因は、公債費、借金がほとんどでございます。いわゆる昔に借りました高金利の繰り上げ償還という制度がございます。19・20・21 年度と、いわゆる 5%以上の公債費につきまして、適宜借り換えをさせていただいております。そのことによりまして、29 年か 30 年くらいには公債費の額がどんと減ることになりますので、我々としまして 29 年の黒字化を目指しておりますけれども、来年、ちょっと公営企業会計の導入が入りますので、また計画も新たなものを出さなければいけないとは思っておりますけれども。

(仕分け人)

ということは、50 年たった管をそろそろ埋めると、また借金が增えるタイミングも近付いてるということですね。

(説明者)

いわゆる更新の時代に入ってくるということを踏まえまして、公営企業会計を導入して、今まで役所の会計にはなかった減価償却費の考え方をきっちり入れて、維持管理の時代に対応できるようにしていきたいというふうには思っております。

(仕分け人)

細かい話かもしれないですけど、赤字がそんなにあるということなので、この事務なんですけど、正職員 1.1 とか 0.7 とかあって、さっきの話では融資の方はあまりチェッ

クも市民税を払ってるかどうかという程度であると。これはもうあれですか、市役所の職員さんが何か事務をなさってるということなんですか。

(説明者)

いわゆる市税の滞納状況調べますので、どうしても個人情報になりますので、その滞納してるか云々、資産税課とか税の方に調べに行かなければいけませんので、市の職員でないちょっと無理かなと今思っておりますけど。

(仕分け人)

すごい細かいかもしれませんが、銀行さんは3,000万円から預けてもらっているわけで、銀行さんにやってもらってもいい範囲かなと。ご本人が納税証明書をもってこなり、この300円をどうするのかというのもあるかもしれませんが、でも銀行さんにやってもらう部分を増やしたらいかがかなとちょっと思います。

(コーディネーター)

市民感覚でお伺いさせていただきたいのですが、預けている3,000万円って昭和47年当時のものでしょうか。

(説明者)

金額はちょっとなかなか全部覚えていないんですけど、当時は1億3,000万円預けておりました。それでずっと削ってきてまして、3,000万円に変わりましたのは、平成15年から3,000万円に落としました。

(仕分け人)

それは、利子って付くんですかね。銀行に預けてるわけなんで。要するに出金するときに銀行の口座から利子つくんですか。

(説明者)

金利につきまして、利子は銀行からはもらってないです。

(仕分け人)

預けていて、実際下水道のあっせんに使っているのか、一般の銀行さんの融資に使っているのかって、何かこう明確に分かれていますか。

(説明者)

現金のことですので、金融機関でしたら、ある現金はどこにでもたぶん資金運用はされていると思うんですけど、我々の考え方としては、預けてるお金の3倍まで貸し出しをしてくれということ契約しておりますので、使っていないのかと言われたらあれですけど、そのお金を基本的に融資事業をしていただいているとは思っておりますけれども。

(仕分け人)

利子が付かないというのは、何か法律で規定があったりするわけですか。

(説明者)

ではないですね。いわゆる1.3%の今の率も、毎年見直しのお話が出るんですけど、1.3%という低金利で貸し出しをしていただいているということで、利息、預け入れしている金額に対しての預金利息はいただけていないという考えです。

(仕分け人)

資料の71ページの3なんですけど、枚方市における補助金・融資あっせん実績表で交付率58.2%、72%、45.2%とありますが、結局これ予算ありきなので、こうして交付率が上がる推移というふうにはちょっと見えない状況ですね。

(説明者)

すいません、この表の作り方がちょっとうちの方が悪くて、改造戸数Bの欄ですけど、3年以内ですので、1番左ですけども19年度でしたら、19年度、18年度、17年度とあるんですけど、ここ3つは確実に補助金の対象戸数です。その下の16年度以前と書いてあるんですけど、16年度のほとんどが改造補助金の対象戸数でして、ちょっと表の作り方が悪くて、ここでは約58%、72%、45.2%となっておりますけど、現実的には補助対象者のうちの約9割の方が補助金は支給はされてます。ちょっと表の作り方が悪くて申し訳なかったんですが。

(仕分け人)

違ったところで質問なんですけれども、工事をされる側の対象になられる方が、個人負担の相当なものだということなんですけども、皆さん協力的なんでしょうか。かたくなに拒まれる方とかいないんですか。

(説明者)

今申しました水洗化が約92.3%まで行ってますということで、残りの方というのは、協力をしようとしても、正直資金がない、融資のあっせんを受けても返す金がないという方もおられます。どうしても、老人の単独世帯になりましたら、息子らが帰ってきて

からやるとか、ちょっと色んな事情がございますので、先ほど法律上3年以内と決まってるじゃないかというお話もあるんですけど、そこはもうお願いに行くしか、何とか早くしてくださいと。お願いには行きますけど。

(仕分け人)

逆に法律上3年っていうのは、その法律にはその後命令行為があって、命令に対応してやっていただけない場合には罰則規定、罰金がありますよね。だから、あんまりそれほとんどやってないですよ、今実際、3年以上たって接続されてない世帯っていうのは何世帯くらいあるんですか。

(説明者)

約4,000世帯が。

(仕分け人)

900億円の借金こさえて、毎年毎年55億円の一般会計、市民からの税金を出して、これはなぜそう言うかっていうと、個人の生活の利便性の問題だけじゃなくて、まさに環境ですよ。

だから、それは公的責任がある。だから、先ほどからお話しただいてるように、融資をする、あるいはその前に補助金を出すという形でインセンティブっていうか、やっていただける条件づくりをした上で、なおかつ3年以内という条件を作ってる。

ところが、個別の事情は色々あると思いますが、それでもやっぱり一定の基準で、例えば何らかの形で審査みたいな形でやってらっしゃるのか、それとも担当のご判断で仕方ないという形なのか、どちらですか。

(説明者)

先ほど申しましたように、未改造のおうちにつきましては、その一軒一軒の戸別訪問をしてお願いをしております。

(仕分け人)

だから、昔は市町村の場合、税金もそうだったんですよ。納めていただけない方とかね。あるいは今は年金なんかもそうなんですけど、税金の場合には、今はもっと厳しいですよ。

こちらだって、そういう意味ではそれだけのお金を使って、市民の税金を使ってやってるわけですから、一人ひとりの市民が責任を持ってるわけでしょう。それをそういった形で職員さんからお願いして、だめだったら仕方ないからって済むんですか。そうではいけないから、下水道法に最終的には罰則規定まであるわけでしょう。

(説明者)

その下水道法の中身も、おっしゃるとおり、義務規定として3年という義務規定がある。第11条の3項の3の中に、水洗便所の改造なり、資金の調達が困難な事情がある場合というような規定がございます。

(仕分け人)

そりゃあ税金だってそうですよ。けども、一定の客観的な条件を踏まえて、これはやっぱり強制的な処置が必要だと、差し押さえが必要だとかになるわけですよ。今のお話では、そういった客観的な指標だとか基準だとかなしに、職員さんが戸別訪問して、相当職員さん多いですよ、70何名おられるんで、そういった意味で一生懸命回っておられる、工事関係も含めてだとは思いますが。それにしても、やっぱりそういった形でこれからもずっと続けていくんですか。つまり、そういったことほど、やっぱりオープンな中でといいますか、きちっと戸別の名前を出すかは別にしても、きちっとしたルールを作って、客観的な基準を作って、やっぱり事情によって、これは放置できないという場合にはそれ相応の法に則ったルールを適用するということが必要だと思うんですが、ルール適用されることないんですよ。

(説明者)

現在まではなかったです。

(仕分け人)

この世界は、本当にルール適用しないんですよ。何でなんですかね、法律に書いてあるのに。ここは本当に役所が法律を守ってるのか。守ってないってことですよ。ご本人は大変な事情があるからっていうと法律上いいかもわかりませんが、そうじゃなくて、役所としてやらなきゃいけないことをやってないっていうふうに見なされてもしょうがない状況があるんじゃないですか。

(説明者)

今おっしゃったような、まさしくそのとおりでございます。我々、今、今日ここで出させていただいてますのは、このあっせんすることによって事業をスムーズに進めていきたい、また、その逆の立場で、逆の観点から言うと、今おっしゃったようにしていただいていない。していただいた方は、市民として責任を果たしていただいているんですけど、果たしていただけない方、この方たちをどうするのかというのは、我々の、この今のこの事業のこれからの最終的な段階に向かうに当たりまして、非常に大きな課題

でございますので、そこはこれからどうしていくかというのは考えていきたいところです。

(仕分け人)

例えば事例として、高齢者の方がいらっしゃって、慎ましやかな生活をされていて、本当にお金がないっていう方もおられるかわからないけど、相当、例えば高齢者の方って、たんす預金も含めてお金を持ってらっしゃる方が多いんですよ。個々の本当の生活事情を踏まえて、その方たちがやむを得ないという判断をされてるのか、そうじゃないのか。どうもすべてのケースについて、断られたらしょうがないという形に引き下がってるように聞こえるんでね、そこは違うだろうと。市民に対して責任を果たすわけですから、ここはやはり客観的な基準を作って、こういう場合には強制的な対応をするぐらいのことを、やっぱり市としても対応していかないと4,000戸ってのはでかいですよ。

(説明者)

何らかの対応を、例えば税金の対応みたいな形でやっていくのか、そうでない対応が何かあるのかというのは、考えていかないといかんというのは思っております。

(仕分け人)

法律に30万円の罰金と書いてありますから、粛々と実行すればいいわけですよ。それが皆さんの仕事じゃないんですか。

(説明者)

その方法がいいのかと、このまま事業を進める上で。

(仕分け人)

いや、それは法律が悪いって言ってるような話ですよ。そうでしょう。やむを得ない事情について、客観的な申し送りを作るべきなんです。それが、皆さん方の腹ひとつで行って、だめだったらしゃあないねみたいな話と皆さん方が考えちゃってるわけだから、皆さん方が市民に対して迷惑を及ぼしてることにつながるわけでしょう。

(コーディネーター)

その前に、事業シートの評価を決めに入ってください。

(仕分け人)

今の中村さんのご意見と、ちょっと方向性は違うんですけど、市の方で、今まだ配管していらっしゃるよ、今残ってるのって結構、枚方市さんでも農村部の方。あれ

はつないだ方が安いのか、浄化槽の方で保持した方が安いのか、そういった検討はされてますか。

(説明者)

枚方市のいわゆる東部地域の山村部につきましては、公共下水道の区域から外しまして、公設浄化槽、個別の浄化槽の設置事業として別に運用をしておりますので、今、東部地域でも幹線があって、家が貼り付いている地域、それ以外の山村部については、公共下水道の地域からは外しております。

(仕分け人)

外しておられるんですか。

(説明者)

はい。

(仕分け人)

ということは、そちらの方が安い方法を、ちゃんとそれぞれのおうちに安い方を選択して、つないでおられるんですか。

(説明者)

それぞれというか、地域的に分けてではですね。

(仕分け人)

コストが安いように設置しておられる。

(説明者)

はい、そうです。

(仕分け人)

何で聞いたかといいますと、先ほど中村さんのご意見に反論できてしまうような工事をしておられないというのを確認したかったんです。そういうことをしておられるのであれば、やっぱり先ほどの中村さんの話が生きてくるのかなと思います。

(仕分け人)

知識がないので確認なんですけど、つながなかった人たちは、具体的にはどうなる予定なんですか。その人たちに対して経費がかかっているわけですか、全くかからないんですか。

(説明者)

接続されるまでは、公共下水道としての経費はかかってないですけど、いわゆる我々が投資した額、いわゆる公共下水道の汚水本管を設置しておりますので、その費用が回収できないということになります。つないでいただけないと。

(仕分け人)

それ以外のサービスは全然ないんですか。

(説明者)

あとは、公共下水道いわゆる下水道事業の基本であります水質保全の問題などがございまして、浄化槽の水は河川の方に流れていたりしておりますので、費用的な面とはまた別になるでしょうけど、そういった被害が出るということにはなりません。

(仕分け人)

くみ取りの処理みたいなどころでは、特にお金は出ていない。市からは出ないと。

(説明者)

くみ取りでしたら、くみ取りに行っておりますので、市として費用は賄っております。

(仕分け人)

その金額はいくらくらいなんですかね。結局、少ない人のために回さないといけないということになれば、そこにまた膨大な費用がかかってくるのであれば、どういうふうにするのか、そのあたりはどうでしょう。

(説明者)

ちょっと部署が違いますので、いくらかかっているのかを把握は、私ども下水道部ではしてないんですけど、通常のかみ取り家庭は、はっきりした数字はわかりませんが、相当数はまだ残っておりますので、いわゆるし尿をくみ取りに行って、持ち込んで処理をする衛生工場はまだ稼働はしております。

(仕分け人)

例えば、そのつないでくれない人がほんの数名になっても、それはやっていかなきゃいけないくて、それが膨大な費用になるのであれば、それはどうするんだってことがどっかで出てくるはずですよ。その計算をどこかでされてるわけですか。

(説明者)

委員会を立ち上げて、衛生向上のあり方についての検討は下水道部もそこに入ってますけど、一緒に検討は進めております。

(仕分け人)

ちょっと視点が違うんですけど、その浄化槽の水質の基準を維持しようと思ったら、それなりの薬剤も確保せねばならないし、手間もかかりますしね。あるいは専門的な水質の測定も要るわけですよ、これは大丈夫なんですか。

(説明者)

先ほど申しました公共下水道を外れた区域の地域に、公設浄化槽、いわゆる枚方市が設置した浄化槽がございまして、その管理も枚方市が業者を選んで管理をしておりますので、それは大丈夫だと思います。

(仕分け人)

そうしますとね、今は言われたように本管につなぐ費用だとか、あるいは管理の費用を合わせるとどちらが効率的かなって話があるんじゃないですか。

(説明者)

そのことを考えて、いわゆる地域の住宅地の中心部分以外の外れた部分、いわゆる民家が点在するような地域について、公設浄化槽の方が効率的であろうということで設置しております。

(仕分け人)

わかりました。もう一つ、この処理場の処理能力です。これはすべて4,000戸が完了した段階で、それぞれの処理場の能力は大丈夫だということですか。

(説明者)

いわゆる公共下水ですか。

(仕分け人)

そう、公共下水の処理能力。

(説明者)

私の方から答えさせていただきます。枚方の場合は、2つの流域を持っておりまして、ほとんどが渚水みらいセンターというところでやります。ここは最終的には、1日当たり32万トンの水処理ができるんですけど、今現在17万トンございます。この中には、交野と枚方の分が流れてまして、1日11万トンで、能力的には十分いけます。

(仕分け人)

今まではあちこちにありましたからね。

(コーディネーター)

はい、よろしいでしょうか。評価の方に移りたいと思います。事業番号16、水洗便所改造資金補助事業ということで、評価の方は交付事業とあっせん事業の2つ同時に行いますのでよろしくお願いします。

1番不要(0人)、2番 民間(0人)、2番 国、府、広域(0人)、3番枚方市・要改善(3人)、4番枚方市・現行通(3人)、同数3人3人ということになりました。同数になった場合は、コーディネーターが1票入れさせていただくという形になりますので、3番の要改善に入れさせていただきたいと思います。というわけで班の結論は3番、枚方市・要改善ということにさせていただきます。

先ほど容量的には十分とおっしゃっていましたが、兵庫県のある市では、十分すぎる量っておっしゃって、容量的に余ってきていると。逆に、その整備した借金が市の財政を圧迫して首を絞めているということも聞きますので、対象エリアから外した地域もあるということは、非常にいい選択だなと思いました。

というわけで、評価についてご意見いただきたいのですが、ご意見のある方いらっしゃいますか。

(仕分け人)

要改善にしました。これ自体については現行通り、あるいは拡充することもあり得るということで、考えました。

ただ、これは先ほども申し上げましたように、まさに接続をしていただく、義務を果たしていただくための促進材料ということですので、やはり義務を果たさない方に対する対応ということと同時並行的にやるべきことなんだろうという意味で、そちらの方がまだもう一歩覚悟が足りないというか、市民全体に対するそちらの方の責任を果たすような形で、しっかりといいとこだけ法律を使うんじゃないで、こちらの方も、もう一つの方も法律をきちんと適用して、適正な行政を執行していただきたいとして、改善とさせていただきます。

(仕分け人)

現行通の方を選択した、ご意見のある方いらっしゃいますか。

(仕分け人)

全く中村さんの方で言われたのと同じなんです。この事業に関しましては、前までもらえてた方と差が生まれますよね。そういう意味では、現行通りの形としてはそれしかないんですが、未接続者に対する対応については、この事業は別ですんで、あくまで現行通りの方に手を挙げさせてもらってますが、そちらにつきましては、また別途考えていただかないといけないと思います。

(コーディネーター)

制度自体は法律でということなので、今皆さんがおっしゃったとおりだと思うのですが、やっぱり未接続者の関係は、整理の方法はあるのかなと。

以上で事業番号 16、水洗便所改造資金補助事業を終わります。どうもありがとうございました。